

平成28年度電気用品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

平成29年12月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通している電気用品を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。



2. 試買テストの調査項目

①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に基づく表示の妥当性の確認

PSE表示の妥当性を確認する。

¹PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 
※別紙のとおり。

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

平成28年度の試買テストの対象は、規制品目457品目を5年間程度で一巡するよう選定し、次の5分類（合計92品目、326機種）としました。

- ①主に業務用の配線器材関係の機器「業務用機器（配線器材）」
- ②主に業務用の配線器材関係以外の機器「業務用機器（配線器材以外）」
- ③主に家庭用に使用される機器「家庭用機器」
- ④省エネルギーに係る機器「省エネ機器」
- ⑤省エネ機器のうち、事故事例等を踏まえて機種選定する「省エネ機器（フォローアップ）」

平成28年度試買テストの内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数	報告書
① 業務用機器 (配線器材)	タイムスイッチ、光電式自動点滅器、フロートスイッチ、配線用遮断器、漏電遮断器等	12品目	30機種	別添1
② 業務用機器 (配線器材以外)	電気マッサージ器、直流電源装置、携帯発電機、電気焼成炉、精米機、電気ドリル、広告灯等	36品目	108機種	別添2
③ 家庭用機器	電気足温器、電気こたつ、電気トースター、電気アイロン、扇風機、超音波洗浄機等	35品目	135機種	別添3
④ 省エネ機器	電気冷蔵庫、電気スタンド、ハンドランプ、リチウムイオン蓄電池	4品目	18機種	別添4
⑤ 省エネ機器 (フォローアップ)	電気がま、電気湯沸器、電気掃除機、電子レンジ、電気温水器	5品目	35機種	別添5
合計		92品目	326機種	

(参考) 報告書の詳細は、以下のリンク先で参照できます。

別添1：平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材））

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h28/H28denan_shibai_a.pdf

別添2：平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材以外））

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h28/H28denan_shibai_a2.pdf

別添3：平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（家庭用電気用品））

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h28/H28denan_shibai_b.pdf

別添4：平成28年度省エネルギー機器に係る特定製品安全性等調査

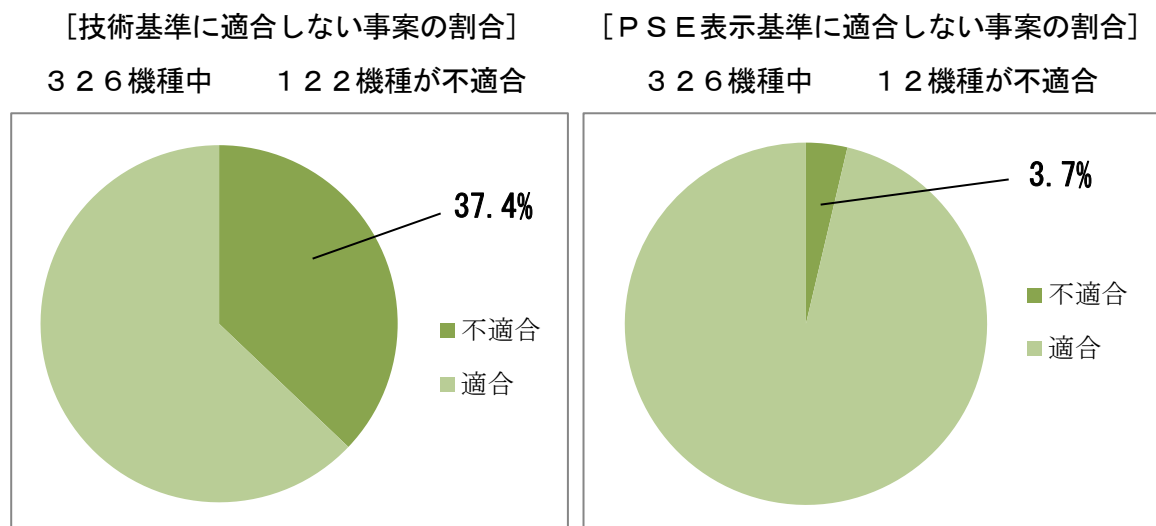
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h28/H28denan_shibai_c.pdf

別添5：平成28年度省エネルギー機器に係るフォローアップ安全性等調査

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h28/H28denan_shibai_c2.pdf

(2) 試買テスト結果の概要

326機種中、技術基準については、122機種(37.4%)、PSE表示基準については、12機種(3.7%)が適合しないことがそれぞれ確認されました。



基準に適合しないことが確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSE表示基準
① 業務用機器 (配線器材)	5品目	3機種(10.0%)	3機種(10.0%)
② 業務用機器 (配線器材以外)	27品目	44機種(40.7%)	6機種(5.6%)
③ 家庭用機器	25品目	49機種(36.3%)	1機種(0.7%)
④ 省エネ機器	3品目	10機種(55.6%)	—
⑤ 省エネ機器 (フォローアップ [°])	5品目	16機種(45.7%)	2機種(5.7%)
合計	65品目	122機種(37.4%)	12機種(3.7%)

注：()内は、各分類における試買機種数に対する不適合機種の割合を示しています。

① 技術基準に適合しない内容

技術基準に適合しないことが確認された122機種について、合計270件の技術基準に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

最も多いものは、「表示」で、技術基準で要求される表示の内容に問題があったものです。次に多かったものは「空間距離」についてのもので、充電相互間また

は充電部とアースするおそれのある非充電金属部との絶縁距離について問題があったものです。詳細については、別添1から別添5の報告書中、「3. 3技術基準不適合項目と不適合数」を参照してください。

なお、直ちに消費者に危害を及ぼすものではありませんでした。

技術基準に適合しない事案の項目別の内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	78	28.9%
空間距離	36	13.3%
取扱説明書等	27	10.0%
雑音の強さ	21	7.8%
アース機構	15	5.6%
消費電力等の許容差	10	3.8%
その他	83	30.7%
合計	270	100%

(参考) 別紙にて、技術基準に適合しなかった事案の概要を一覧にしています。

② PSE表示に適合しない内容

PSE表示に適合しないことが確認された12機種について、合計18件の表示に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

表示不適合項目(3種類)の全ては、施行規則で要求される表示の内容に問題があったものです。最も多いものは、特定電気用品及び特定電気用品以外の電気用品に「届出事業者の名称の表示」のないものです。次に多かったものは「PSEマーク」のないものです。詳細については、別添1、別添2、別添3及び別添5の報告書中、「3. 7施行規則不適合電気用品の概要」を参照してください

表示に適合しない事案の項目別の内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
届出事業者名	8	44.4%
PSEマーク	7	38.9%
法第9条第2項に規定する証明書の 交付を受けた検査機関の名称	3	16.7%
合計	18	100%

4. 基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買検査で確認された不適合事案については、管轄する経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正措置、再発防止対策等を確認の上、改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

以上

平成28年度試買テスト

＜別添1のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名 (法人番号)	電気用品名	ブランド	製造・輸入 の別	技術基準不適合箇所の概要
1	リーベックス㈱ (8030001077853)	タイムスイ チ	—	輸入	構造試験において、タイムスイッチの時限設定用つまみのON・OFF動作の表示がなかった。 【その他1件】
2	かがつう㈱ (6020001030014)	光電式自動 点滅器	TOSHIBA	製造	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となるプリント基板上のジャンパー 線半田付け部と印刷配線との空間距離が1.25mmであった。
3	㈱日伸理化 (1011301005553)	フロートス イッチ	アズワン	製造	表示において、定格電流を表示しているにもかかわらず、用途(一般用又は電磁開閉器操作 用)の表示がなかった。

＜別添2のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名 (法人番号)	電気用品名	ブランド	製造・輸入 の別	技術基準不適合箇所の概要
1	(有)東京ゼネラル工業 (9030002056624)	その他の家 庭機器用変 圧器	東栄変成器	製造	構造試験において、コンセントの近傍に安全に取り出せる最大の電力又は電流の値の表示 がなかった。
2	山清電気㈱ (7100001015146)	その他の凍 結又は凝結 防止用電熱 器具	—	製造	構造試験において、水中用にもかかわらず屋外用として表示を行っていた。
3	㈱アサヒ融雪 (1430001038994)	その他の凍 結又は凝結 防止用電熱 器具	アサヒ特販	製造	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力108Wに対して、電源電圧が100V のときに測定した測定値が85.5W(-20.8%)であった。
4	㈱小口製作所 (5100001017490)	その他の凍 結又は凝結 防止用電熱 器具	日本電熱	製造	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力128Wに対して、電源電圧が100V のときに測定した測定値が99.0W(-22.7%)であった。
5	㈱シンセイインターナショナル (3120901002922)	電熱式おも ちゃ	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源スイッチ端子部間の空間 距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所2.1mmであった。 【その他1件】
6	レマコム(株) (1080101003273)	冷蔵用の ショーケース	—	輸入	表示において、断熱発泡ガスの主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称が記載されてい なかった。 【その他1件】
7	レマコム(株) (1080101003273)	冷凍用の ショーケース	—	輸入	表示及び取扱説明書において、取扱説明書に棚の最大積載量に関する情報が記載されて いなかった。 【その他1件】
8	大東電機工業㈱ (9122001008571)	電気マッサ ージ器	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間となるプリント基板の半田面相互間及び半 田面と印刷配線との間の空間距離(沿面距離を含む)が最小1.3mmであった。
9	(有)東萬 ※ (3122002003387)	電撃殺虫器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格入力又は定格電流、ランプの参照形名、 及び、クラスⅡ機器の記号が表示されていなかった。 【その他3件】
10	㈱ニコ (7010001145571)	電撃殺虫器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格入力又は定格電流、ランプの参照形名、 及び、クラスⅡ機器の記号が表示されていなかった。 【その他3件】
11	㈱アテックス (5120001099404)	電撃殺虫器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格入力又は定格電流、ランプの参照形名、 及び、クラスⅡ機器の記号が表示されていなかった。 【その他9件】
12	㈱KOM (9120001130338)	電撃殺虫器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格入力又は定格電流、ランプの参照形名、 及び、クラスⅡ機器の記号が表示されていなかった。 【その他5件】
13	東京メタル工業㈱ (6011301004930)	直流電源装 置	—	輸入	表示において、表示すべき事項である定格入力容量の表示がなかった。
14	㈱ドリテック (5030001076412)	直流電源装 置	—	輸入	変圧器の表示として、関連する第2部で示す変圧器の種類を示す記号がなかった。 【その他6件】
15	インターファームプロダクツ㈱ (9011601000651)	携帯発電機	—	輸入	取扱説明書において、記載すべき事項である「保守作業の前に、偶発的な始動が不可能な 状態であることを確認しなければならない」の記載がなかった。
16	㈱ワキタ (5120001048550)	携帯発電機	—	輸入	取扱説明書において、記載すべき事項である「保守作業の前に、偶発的な始動が不可能な 状態であることを確認しなければならない」の記載がなかった。
17	㈱ワイビーエー (1011801013023)	携帯発電機	—	輸入	取扱説明書において、記載すべき事項である「許されるリード線長さ及び断面積」の記載がな かった。 【その他6件】
18	㈱三星電機製作所 (5180001096890)	毛髪加湿器	—	製造	当該製品の電気用品名は、仕様上「毛髪加湿器」と「毛髪乾燥機」の複合品となるが、表示 銘板には毛髪乾燥機の表示しか施されていなかった。 【その他1件】
19	大洋電機産業㈱ (5240001031189)	電気溶解器	—	製造	表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に 関する記載がなかった。 【その他1件】
20	電子通商㈱ (2011301004595)	電気溶解器	—	輸入	材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、表面温度が400.0℃(周囲 温度29.5℃)になる容器に内部配線が接触するにもかかわらず、その内部配線に使用温 度の上限値が188℃(補正值8℃)のシリコンゴムを含浸したガラス編組チューブを使用し ていた。 【その他3件】
21	日陶科学㈱ (2180001017841)	電気焼成炉	—	製造	漏えい電流測定において、通常の使用状態において充電部と器体の表面との間の漏えい電 流が9.82mAであった。 【その他1件】
22	城田電気炉材㈱ (2180001017841)	電気焼成炉	—	製造	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲 で最大値が69.4/70.9dB(測定周波数1.253/1.349kHz、電源周波数50/60H z)であった。
23	㈱千住 (4010001020802)	湿潤器	TEKNOS	輸入	表示において、電源の種類記号の表示がなかった。

※調査の結果、内容を更新。(平成30年7月26日時点)

24	ジャーデン・コンシューマー・ソリューションズ・ジャパン合同会社 (7010403011999)	電気接着器	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、電源コードにシースのない扁平ビニルコード(VFF)を使用していた。
25	グット電機㈱ (9240001030435)	電気ろくろ	—	製造	構造試験において、マイクロスイッチの端子-マイクロスイッチ取付金属との間の空間距離が1.8mmであった。 【その他1件】
26	SIS㈱ (7250001004200)	電気肉ひき機	—	輸入	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力300Wに対して、測定値が106.0/106.1W(電源周波数50/60Hz、偏差:-64.7/-64.6%)であった。
27	㈱阪和 (8120001118508)	電気水削機	—	輸入	妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が66.0/66.4dB(測定周波数71.37MHz、電源周波数50/60Hz)であった。
28	㈱ベルソス (9240001016830)	精米機	—	輸入	プリント基板に取り付けられた電流ヒューズ(6.3A250V刻印)において、ヒューズ近傍の基板上に印字された表示が、3.15A250であった。(銘板には、電流ヒューズ:6.3Aの表示あり) 【その他1件】
29	みのる産業㈱ (5260001007261)	精米機	山善	製造	本体前面カバー止めネジにローレットねじを使用しており、内部充電部(タイマースイッチ端子部、安全スイッチ端子部、閉端接続子等)に試験指が触れた。
30	㈱マイツ・コーポレーション (8060001004144)	電動断裁機	—	製造	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)であるセーフティリレーユニット用直流電源基板の印刷配線間(電流ヒューズF101間)の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所2.0mmであった。 【その他1件】
31	大島工業㈱ (1180301013772)	電動断裁機	ライオン	製造	構造試験において、人が触れるおそれのある非金属材料である安全カバー位置検知用接続電線の被覆が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -電線の被覆の厚み:0.4mm(付加) 【その他2件】
32	日邦工業㈱ (8080101002269)	穴あけ機	ライオン事務器	製造	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(モーターコンデンサ間:180V)の空間距離(最小値)が2.2mmであった。 【その他1件】
33	㈱ニューコン工業 (7011701006294)	穴あけ機	—	製造	モータ中継配線、モータキャパシタ配線、アースボンディング部分の配線が二重固定構造になっていないため、外れるおそれがあった。 【その他2件】
34	㈱ニューコン工業 (7011701006294)	チェックライター	—	輸入	表示において、クラスⅡである旨の表示がなかった。 【その他1件】
35	㈱ミットモ製作所 (現 ㈱イチネンミットモ) (3140001036613)	電気グラインダー	—	輸入	表示及び取扱説明書において、次の事項が記載されていなかった。 ①製造業者の住所又は原産国の表示、 ②定格無負荷回転数の表示 ③定格ホイール径の表示 【その他4件】
36	㈱ナカミ (5100001005842)	電気ドリル	カインズ	輸入	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が最大で560/128V(差し込み刃を引き抜いてから1秒後に測定した電圧で、刃の両極の値)であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は0.22μFであった。
37	ビーゼイ㈱ (5120001100534)	電気ドリル	ストレート	輸入	表示及び取扱説明書において、無負荷回転数表示の単位記号に「rpm」を使用していた。 【その他5件】
38	㈱ミットモ製作所 (現 ㈱イチネンミットモ) (3140001036613)	電気かんな	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器に製造者の住所又は原産国が記載されていなかった 【その他5件】
39	㈱ミットモ製作所 (現 ㈱イチネンミットモ) (3140001036613)	電気のごぎり	—	輸入	表示及び取扱説明書において、クラスⅡ記号の外側の正方形の辺の長さが2.2mmであった。 【その他2件】
40	㈱高昇 (7010601032657)	広告灯	—	製造	構造試験において、安全性について実証できない直管型LEDランプ(G13口金)を使用しており、使用者によって取り付け、又は取り外しが出来る構造であった。 【その他2件】
41	オリジン工業㈱ (5230001009822)	広告灯	ベルク	製造	表示において、表示すべき事項である適用光源の定格消費電力の表示が銘板等になかった。
42	㈱ヒラハラ (5120002016845)	広告灯	—	製造	構造試験において、蛍光灯を交換ができるにも関わらず、蛍光灯の近傍に適用ランプ種類についての表示がなかった。 【その他4件】
43	スター電器製造㈱ (1010001020400)	アーク溶接機	—	輸入	材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:50Hz、過負荷保護装置動作時)で119.0℃(周囲温度30.5℃)となる変圧器巻線の巻枠にバルカナイズドファイバーを使用していた。 【その他1件】
44	育良精機㈱ (1050001017426)	アーク溶接機	—	輸入	構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V、50Hz及び60Hz、出力電流40A)で過負荷保護装置が動作した。 【その他1件】

＜別添3のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名 (法人番号)	電気用品名	ブランド	製造・輸入 の別	技術基準不適合箇所の概要
1	㈱センチュリー (2011101032391)	電気足温器	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線間)で100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小0.4mmであった。
2	メトロ電気工業㈱ (7180301016043)	電気足温器	—	輸入	構造試験において、温度ヒューズの定格動作温度の表示が銘板又は取付け部の近傍になかった。
3	華芝ジャパン㈱ (8120101024663)	電気こたつ	—	輸入	耐熱性試験において、制御部外郭のボールプレッシャー試験(99.5℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が3.8mmであった。 【その他1件】
4	小泉成器㈱ (3120001079011)	電気こたつ	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離が2.1mmであった。
5	㈱電響社 (7120001039110)	電気こたつ	—	輸入	耐熱性試験において、制御部外郭のボールプレッシャー試験(90.0℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が3.0mmであった。 【その他1件】
6	日本ゼネラル・アプライアンス㈱ (7010001033339)	電気トースター	DBK	輸入	構造試験において、中央発熱体の端子と発熱線との間の異極充電部相互間(95.4V)の空間距離が1.8mmであった。
7	㈱タマシ (9110001016018)	電気トースター	スケーター	輸入	構造試験において、電気トースターであるにもかかわらず、側面投影面積の約1/4に相当する寸法のキャラクターが表示されているので、電気用品名が電熱式おもちゃに該当する。
8	㈱ヨシナ (2122001008297)	ワッフルアイロン	—	輸入	表示及び取扱説明書において、電源の種類記号の表示がなかった。 【その他2件】

9	㈱タイエイジャパン (1012401012670)	電気湯せん器	KINGO	輸入	構造において、片極遮断の自己復帰温度過昇防止装置を使用していた。 【その他1件】
10	フカイ工業㈱ (7120901020887)	電気蒸し器	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. プリント基板上の異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小2.0mmであった。 ロ. 発熱体の異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が2.0mmであった。
11	㈱プロ・ポート (7010701024100)	電磁誘導加熱式調理器	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間であるAC-DC間の空間距離(沿面距離を含む)が、2.2mmであった。
12	テスコム電機㈱ (1011001014953)	電気髪ごて	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源基板の印刷配線間(AC-AC間等)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、じんあいが侵入し難い箇所及びその他の箇所それぞれにおいて0.5mmであった。
13	㈱プランニング1 (4010401074737)	電気髪ごて	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(240V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電源基板の印刷配線間(AC-AC間等)の最小値が0.6mm ロ. 発熱体電極間が2.2mm ハ. スイベル内部の端子部間が2.4mm 【その他2件】
14	ヤーマン㈱ (5010601020184)	その他の理容用電熱器具	—	輸入	構造試験において、器具用差込みプラグの刃受けの穴の寸法が3.5mmであり、JIS C 8358「電気器具用差込接続器 付図3 器具用プラグ 7A」に示されたφ寸法(4.5mm)未満であった。
15	㈱E-vol (現 ㈱いーぼる) (6040001033205)	その他の理容用電熱器具	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電源基板の印刷配線間(AC-AC間等)の最小値が1.3mm ロ. 発熱体電極間が2.3mm 【その他3件】
16	㈱ワールドジェイビー (8010601029710)	その他の理容用電熱器具	—	輸入	分類において、可搬形のフェイシャル・サウナであるにもかかわらず、クラス0I機器であった。 【その他5件】
17	㈱スマイル (4011401014402)	電気湯のし器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、分離したスタンドに、次の表示がなかった。 —製造事業者若しくは責任を持つ販売業者の名称、商標又は識別記号 —スタンドのモデル又は型式
18	㈱フィフティ (8010501039215)	電気アイロン	—	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって33Nの張力を加えたとき、電線の接続部に張力が加わった。
19	㈱ミュージーコーポレーション (2200001023572)	電気アイロン	山善	輸入	構造試験において、架台部の内部にあるアイロン接続端子板と内部配線接続用丸形着着端子との接続ねじに、3種以外のタッピンねじを使用しており、かつ、かん合する部分が合成樹脂であるにもかかわらず、有効ネジ山が5山未満であった。 【その他1件】
20	ジャスト㈱ (7011301003428)	電気アイロン	無印良品	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(240V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 温度ヒューズ端子間が、1.7mmであった。 ロ. 電圧切替スイッチ端子部間が、2.8mmであった。 【その他2件】
21	フカイ工業㈱ (7120901020887)	ジュースミキサー	—	輸入	構造において、容器に定格容量(750ml)の水を入れて運転したとき、容器と蓋の縁から、徐々に水があふれた。
22	㈱仲佐 (4122001015671)	ジュースミキサー	—	輸入	構造試験において、内部配線(インターロックスイッチ接続線)に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所(サーキットブレーカ端子の半田部)に触れ、内部配線の被覆が損傷し、短絡等の危険が生ずるおそれがあった。
23	㈱ドリテック (5030001076412)	電気歯ブラシ	—	輸入	表示及び取扱説明書において、取扱説明書に「電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は破棄しなければならない。」旨の記載がなかった。
24	㈱トリコインダストリーズ (8120001039233)	その他の理容用電動力応用機械器具	—	輸入	構造試験において、PTCヒーターの100V充電部間の空間距離が2.0mmであった。 【その他1件】
25	ウィキャン㈱ (7120001115811)	その他の理容用電動力応用機械器具	—	輸入	構造試験において、プリント基板の電磁リレー接点間の空間距離が最小1.8mmであった。 【その他2件】
26	㈱シー・ネット (8120001099970)	扇風機	—	輸入	表示及び取扱説明書において、シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器であるにもかかわらず、機器本体に、「電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない。」旨の記載がなかった。 【その他1件】
27	㈱電響社 (7120001039110)	扇風機	—	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。
28	㈱ドックウッド (7011801029344)	電気芳香拡散機	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスII機器であるにもかかわらず、電源コードにシースのない平形ビニルコード(VFF)を使用していた。 【その他1件】
29	スリーアップ㈱ (2122001022744)	電気芳香拡散機	—	輸入	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力12Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が7.7/6.9W(電源周波数50/60Hz、偏差:-35.8/-42.5%)であった。
30	㈱シーピージャパン (2011801014763)	電気脱水機	CB JAPAN CO.,LTD.	輸入	材料において、器体の外部に設けられているアース用端子ねじの材料が鉄であった。 【その他4件】
31	㈱クマザキエイム (5020001019982)	電気脱水機	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、次のアース線の被覆(識別)が緑色(単色)のみであった。 —差込みプラグから引き出しているアース線 —電源電線3線心中の1線心であるアース線 【その他1件】
32	㈱アルミス (8300001006116)	電気脱水機	—	輸入	平常温度上昇試験において、別表第八2(48)ハに掲げる試験条件(5分タイマーを有しているが、銘板に定格時間の表示がないため連続運転)において機器を運転したとき、電源電線分岐点及び内部配線の塩化ビニル被覆配線が68.0℃及び70.0℃(60Hz)であった。 【その他3件】
33	㈱ヤザワコーポレーション (7010501014235)	充電式携帯電灯	—	輸入	構造試験において、電源装置部本体内部のコイルLの口出し線(絶縁被覆なし)の引き回しながいため、2Nを加えたとき、基板の充電部の不特定箇所に触れ、短絡等の危険が生ずるおそれがあった。 【その他1件】
34	FDK㈱ (3010401026846)	充電式携帯電灯	TRUSCO	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源基板の印刷配線間(ダイオード(D1)周辺及び抵抗(FR1)周辺)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所0.9mmであった。

35	ウィキャン株式会社 (7120001115811)	充電式携帯電灯	—	輸入	構造試験において、手で容易に取り外すことのできるランプカバーを外したとき、器体内部の電源基板及びLEDランプ基板の充電部に試験指が触れた。 【その他1件】
36	ノア精密株式会社 (8010501010258)	電子時計	—	輸入	取扱説明書において、次の表示がなかった。 a)この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載 【その他1件】
37	株式会社ベルソス (9240001016830)	電子冷蔵庫	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源基板の印刷配線間(AC間及びAC-DC間等)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所でも0.8mmであった。
38	ツインバード工業株式会社 (7110001015665)	電子冷蔵庫	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源基板の印刷配線間(AC-DC間等)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所でも0.8mmであった。
39	株式会社アズマ (1030001011224)	電子冷蔵庫	EAST	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、機器の気候クラスを示す文字の表示がなかった。 【その他5件】
40	イー・エム・エー株式会社 (1370101001272)	電子冷蔵庫	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、機器の気候クラスを示す文字の表示がなかった。 【その他1件】
41	株式会社オーエ電機 (6013301003037)	ラジオ受信機	—	輸入	表示において、機器に、該当するクラスⅡ記号を示す表示がなかった。 【その他4件】
42	SIS株式会社 (7250001004200)	超音波加湿機	—	輸入	構造試験において、プリント基板(電源基板)の100V充電部間の空間距離が1.7mm(最小のもの)、100V充電部と整流後との間の空間距離が2.1mmであった。 【その他2件】
43	SiB株式会社 (9280001006101)	超音波加湿機	—	輸入	表示及び取扱説明書において、電源コードの交換に関する内容が記載されていなかった。
44	㈲イーグルジャパン (3010502022323)	超音波加湿機	—	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって25Nの張力を加えたとき、プッシングが外れ、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。
45	株式会社トーコネ (4011401004592)	超音波洗浄機	—	輸入	構造試験において、プリント基板の極性が異なる充電部相互間(その他の箇所)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ)極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が1.7mm ロ)充電部-整流後回路間の空間距離(最小値)が2.1mm ハ)充電部-整流後回路間の空間距離(最小値)が1.8mm 【その他1件】
46	株式会社明成 (3011201005404)	超音波洗浄機	シチズン	輸入	構造試験において、電源スイッチがOFFしたときに100V異極充電部相互間となるプリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の空間距離(沿面距離を含む)が最小1.5mmであった。 【その他2件】
47	浦和工業株式会社 (2030001030660)	超音波洗浄機	URAWA	輸入	構造試験において、プリント基板の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小2.3mmであった。 【その他1件】
48	株式会社錦之堂インターナショナル (5200001013488)	電灯付家具	ニトリ	輸入	構造試験において、交換が可能な白熱電球の取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実に行えなかった。 【その他2件】
49	ドメテック株式会社 (2010401045566)	電気冷蔵庫(吸引式)	—	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、機器の気候クラスを示す文字の表示がなかった。

＜別添4のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名 (法人番号)	電気用品名	ブランド	製造・輸入 の別	技術基準不適合箇所の概要
1	吉井電気株式会社 (9070001008705)	電気冷凍庫	アピテラックス	輸入	表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格電流及び機器の気候クラスを示す文字の表示がなかった。 【その他3件】
2	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社 (7010001033339)	電気冷凍庫	—	輸入	表示及び取扱説明書において、可燃性冷媒を用いた圧縮式の機器であるにもかかわらず、取扱説明書に警告として「製造業者が推薦するもの以外の、除霜を速めるための機械的な器具、その他の手段を用いない」旨の記載がなかった。
3	エレクトロラックス・ジャパン株式会社 (2010401033026)	電気冷凍庫	—	輸入	構造試験において、電源電線の絶縁体がアースするおそれのある金属部となる圧縮機本体に接触していた。
4	株式会社カインズ (3070001006474)	電気スタンド	—	輸入	構造試験において、ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。
5	株式会社LIXILピバ (2030001041872)	電気スタンド	—	輸入	構造試験において、ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧が表示されていなかった。
6	株式会社ドウシシャ (8120001039126)	電気スタンド	—	輸入	構造試験において、ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの定格電圧が表示されていなかった。
7	キャスターライティング ジャパン株式会社 (8120001158727)	ハンドランプ	—	輸入	構造試験において、ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの定格電圧が表示されていなかった。 【その他1件】
8	株式会社県央貿易 (8110001014922)	ハンドランプ	—	輸入	表示において、屋内用である旨の表示がなかった。
9	株式会社アートワークスタジオ (9140001024182)	ハンドランプ	—	輸入	構造試験において、ランプをソケットに装着した状態で、充電部となるランプの口金に試験指が触れた。 【その他4件】
10	株式会社三協リール (7040001002679)	ハンドランプ	TRIENS	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である電源基板の印刷配線間(D1-D2のAC-AC間)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、じんあいが入り込みやすい箇所において1.0mmであった。 【その他2件】

＜別添5のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名 (法人番号)	電気用品名	ブランド	製造・輸入 の別	技術基準不適合箇所の概要
1	株式会社カイホウジャパン (7010101009791)	電気がま	—	輸入	構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの定格動作温度が表示されていなかった。
2	株式会社クマザキエイム (5020001019982)	電気がま	—	輸入	構造試験において、プリント基板の極性が異なる充電部相互間の空間距離が0.9mm、1.1mm、1.4mmであった。 【その他2件】

3	(株)マクロス (4010601021274)	電気がま	Estale	輸入	構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの定格動作温度が表示されていなかった。 【その他1件】
4	(株)アピックス インターナショナル (5120101027149)	電気がま	—	輸入	構造試験において、内容器と器体との間には水を入れずに使用する旨が表示されていなかった。
5	(株)ヤザワ コーポレーション (7010501014235)	電気湯沸器	YAZAWA	輸入	構造試験において、充電部と非充電金属部である容器内底面部分との間へ交流電圧(4000V、絶縁の種類:強化絶縁)を加えたとき、これに耐えなかった。 なお、定格電圧が150Vを超える本製品は、アース線又はアース用端子により接地できる構造ではなかった。 【その他1件】
6	(株)オーム電機 (6013301003037)	電気掃除機	OHM	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が表示されていなかった。 【その他1件】
7	スリーアップ(株) (2122001022744)	電気掃除機	—	輸入	構造試験において、巻取機構内部の電源電線の表面温度(最大138℃(周囲温度30度換算))が、塩化ビニル混合物の限度値(60℃)を超えた。
8	(株)ベルソス (9240001016830)	電気掃除機	VERSOS	輸入	構造試験において、電動機には温度過昇防止装置、または過負荷保護装置が取り付けられていなかった。 なお、電動機の回転子を拘束した状態で運転したとき、機器から発火が生じた。 【その他1件】
9	(株)オークセール (現 シロカ(株)) (2010001075591)	電気掃除機	siroca crossline	輸入	構造試験において、ラインフィルターの極性が異なる巻線相互間の空間距離が1.9mm(最小値)であった。
10	オンライン生活(株) (7180001057478)	電気掃除機	ON Life	輸入	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離が0.8mm、0.9mm、1.0mm、2.0mm(その他の箇所)であった。 【その他2件】
11	LG Electronics Japan(株) (8010401005580)	電気掃除機	LG	輸入	構造試験において、UV除菌ステーションに取り付けられない状態で、スタンバイ状態の機器を電源から切り離れたとき、1秒経過後のプラグのピン相互間の電圧が88Vであった。 なお、プラグのピン相互間のキャパクタの定格静電容量は、0.47μFであった。
12	吉井電気(株) (9070001008705)	電子レンジ	Abitelax	輸入	発振停止装置動作試験において、ドアスイッチBの接続されるプリント基板上の回路間を短絡したとき、発振停止装置である電源パワーリレーが正常に動作しなかった。 なお、ドアスイッチBの接続されるプリント基板上の回路の線間電圧はDC4.5Vであるが、その空間距離(1mm未満)は規定値(1mm)を満足していなかった。
13	(株)山善 (1120001049040)	電子レンジ	serio	輸入	発振停止装置動作試験において、ドア検知スイッチの接続されるプリント基板上の回路間を短絡したとき、発振停止装置であるマイクロリレーが正常に動作しなかった。 なお、ドア検知スイッチの接続されるプリント基板上の回路の線間電圧はDC12.8Vであるが、その空間距離(0.5mm未満、1mm未満)は規定値(0.5mm、1mm)を満足していなかった。
14	(株)ヤマダ電機 (4070001011201)	電子レンジ	HERB Relax	輸入	発振停止装置動作試験において、ドア検知スイッチの接続されるプリント基板上の回路間を短絡したとき、発振停止装置であるリレーが正常に動作しなかった。 なお、ドア検知スイッチの接続されるプリント基板上の回路の線間電圧はDC4.5Vであるが、その空間距離(1mm未満)は規定値(1mm)を満足していなかった。
15	テクタイト(株) (6010601015101)	電子レンジ	DAEWOO	輸入	発振周波数において、発振周波数の範囲が2351.9MHzから2477.5MHzの間であった。 【その他1件】
16	(株)精和工業所 (8140001078502)	電気温水器	iTOMIC	製造	構造試験において、プリント基板半田面(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流:1.0mm ロ. 交流-交流:1.0mm 【その他2件】